

市営住宅を活用した 県外からの移住希望者向け 令和2年度「お試し住宅（アパートタイプ）」

鶴岡で「お試し暮らし」してみませんか。



お試し住宅（アパートタイプ）とは…

市営住宅の一部を、鶴岡市に移住を希望する県外在住者の方を対象に最長1年間、お手軽な家賃で貸出するUIターン移住希望者向けの支援制度です。

生活に最低限必要な家電が備え付けられていますので、少ない出費で鶴岡での生活をお試しできます。



鶴岡に移住をお考えの こんな方におすすめ！

UIターン
を考えている

住んでみて
移住を考えたい

腰を据えて
仕事を探したい

住居を探す間の
仮住まいとしたい

地域のことを
知りたい

家賃・敷金

家賃 月1万2千円程度（前納）
敷金 家賃1ヶ月相当分（退去時返還します）
※その他共益費として千円/月程度必要となります。

募集部屋数

4部屋（4階でエレベータはありません）
基本的に先着順となりますが、要件等審査のうえ可否を判断します。

貸出期間

1か月以上12か月以内 ※期間満了後引き続き居住することは出来ません
（複数回利用の場合においても通算使用期間の上限は12か月となります。）

➤対象者 次の①～④の要件すべてを満たす方

- ①県外から本市への移住を希望する方
- ②移住の理由が転勤、結婚(どちらかが既本市在住)又は進学以外である方
- ③鶴岡市税を滞納していない方(Uターン者等を想定)
- ④暴力団構成員(申込者だけでなく、同居者含む)でない方
- ⑤緊急事態宣言が発出されていない地域、または解除された地域にお住まいであること。
- ⑥利用者全員の使用開始日前2週間以内のPCR検査、抗原定量検査等により陰性が確認できること。
- ⑦使用開始日前2週間の健康観察の記録、行動履歴等のチェックリストの作成。
- ⑧使用開始後2週間の健康観察、使用中の「新しい生活様式」の実践。

➤募集住戸の概要

- ①住宅名：市営美原住宅8号棟・10号棟(鉄筋コンクリート4階建)
- ②住所：8号棟：〒997-0826 鶴岡市美原町17番40号、
10号棟：〒997-0826 鶴岡市美原町17番6号
- ③建築年：8号棟(昭和49年)、10号棟(昭和51年)
- ④間取り：8号棟2DK+予備室(床面積54㎡)
10号棟3DK(床面積60㎡)
- ⑤駐車場：各部屋1台(使用料無)
- ⑥地図・写真・間取り図は別紙をご覧ください
- ⑦風呂・トイレの改修、壁の塗り替え等のリフォーム済み



市営美原住宅外観

- ・JR鶴岡駅より約3.5km(車で10分、徒歩40分)、市役所まで約1.2km(車で2分、徒歩15分)
- ・徒歩3分圏内にスーパーマーケット、コンビニ、銀行、コインランドリーがあります。

➤備付け備品

- ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・ガスコンロ ・テレビ ・洗濯機 ・電気ポット
- ・扇風機 ・テーブル ・エアコン(8号棟403号室に1台)

※インターネット環境はありません(建物まで光回線が引込みされていますので申込みにより使用可能です)

➤家賃の支払いについて

- ①納付書により前納となります。(月払い、まとめ払いの選択ができます。)
- ②月の途中での入居、退去については日割り計算となります。
- ③入居時に敷金として家賃1ヶ月相当分を納めていただきます。(退去時返還します。)

➤申込みから入居までの流れ

- ①市役所企画部地域振興課へご相談ください。対象要件等、簡単な聞き取りをさせていただきます。
- ②入居を希望する場合は、申請書類を提出します。
(様式は、市ホームページよりダウンロードできます。添付書類についてもご確認ください。)
- ③審査後、入居の可否を連絡します。
- ④入居立会い後、鍵の引渡・入居となります。

➤退去について

- ①**通常の使用によるもの**であれば原状回復に伴う費用負担はありません。
- ②退去前に、通常の使用によらない破損の有無や、荷物の搬出について立会いを行います。

ご相談・申込み

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25

鶴岡市企画部地域振興課

電話 0235-25-2111 (内線 585) FAX0235-25-2990

e-mail: chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp

～鶴岡市移住・定住サイト～
「前略つるおかに住みマス。」
こちらからどうぞ

